

高額医療・高額介護合算療養費制度について

同じ医療保険の世帯内で、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額(下表参照)を超えた場合、申請すると超えた分が支給されます。

世帯の年間での自己負担限度額 【年額 平成23年8月～平成24年7月】

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険又は被用者保険(職場の医療保険) + 介護保険	
		70～74歳	70歳未満
現役並み所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者 [住民税非課税世帯]	Ⅱ (Ⅰ以外)	31万円	34万円
	Ⅰ (所得なし)	19万円	

※支給額が500円以下となる場合や、医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

■申請について／支給申請は、平成24年7月31日時点に加入していた医療保険に行います。

- 被用者保険(職場の医療保険)に加入されている方は、介護保険担当(☎991-1886)で「自己負担額証明書」の交付を受けた上、職場などを通じて各医療保険に申請してください。
- 平成23年8月から平成24年7月までの間に他市町村から転入された方は次の①の書類を、同じ期間に他の医療保険制度から町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度に移られた方は次の②の書類を添付して、住民ほけん課に申請してください。
 - ①転入前の介護保険及び医療保険が発行した「自己負担額証明書」
 - ②以前加入していた医療保険が発行した「自己負担額証明書」

保健センターのお知らせ

ノロウイルス等による感染性胃腸炎にご注意!

例年、冬場から春先にかけて、ノロウイルスやロタウイルスなどのウイルスによる感染性胃腸炎が多くみられます。ウイルスによる感染性胃腸炎は、ウイルスがついた食品を食べることにより感染しますが、患者の便やおう吐物からも感染し大規模な集団感染にもつながります。

感染性胃腸炎は、高齢者、乳幼児では急激に重症化しやすく注意が必要です。排便後や調理及び食事の前には手洗いを励行し、予防に努めましょう。

■手洗いの徹底

- トイレの後、調理前後、食事前、外出先から帰った時、おう吐物や便の処理を行なった後などは、石けん(液体石けんが推奨されています)を使い、流水で手指から手首までしっかり洗う。
- 手洗い後のタオルは共用せず、個人用タオルかペーパータオルを使用する。

■食中毒の予防

- 加熱が必要な食品は、中心部までしっかり加熱(85℃・1分以上)して食べる。
- 調理器具などは使用後に洗浄、殺菌を十分行なう。

■おう吐物、便の処理

- おう吐物などが乾燥すると、中のウイルスが舞い上がり、それを吸い込むことでも感染するため「すぐにふき取る」「乾燥させない」「消毒する」の3原則を守る。

■日頃の健康管理に気をつける



ノロウイルスに有効な 消毒液のつくり方

ノロウイルスには消毒用アルコール等は効果がないため、市販の家庭用塩素系漂白剤(濃度5%程度)を利用して消毒しましょう。